

○副大臣（佐藤正久君） 外務副大臣を拜命いたしました佐藤正久でございます。

事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応える決意であります。

厳しい安全保障環境の中で、国家国民の安全、安心を守るため、現場主義で汗をかいてまいります。

特に、担当であります北米、中南米、中東、アフリカ諸国との関係強化に努めます。また、国連外交、安全保障、戦略的対外発信や文化外交に注力するとともに、在外邦人の安全確保、国際的なテロ対策にも全力で取り組んでまいります。

なお、二人の副大臣の中で、私が特に本委員会を担当することになっております。

三宅委員長を始め、理事、委員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。（発言する者あり）

○委員長（三宅伸吾君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（三宅伸吾君） 速記を起こしてください。

ただいまの佐藤外務副大臣の発言につきまして、後刻理事会で協議させていただきます。

出典：平成29年12月5日参議院外交防衛委員会会議録(未定稿)より小西洋之事務所作成

# 自衛隊員の服務の宣誓

## 宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

想問 服務の宣誓とは。

1. 自衛隊法第53条の規定に基づき服務の宣誓は、隊員となったことにより生じた服務上の義務を国民に対して宣誓する行為です。

2. 宣誓の内容は、「我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、(略)事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて義務の完遂に努め」ることなどであり、政府の最も重要な責務である国民の命と幸せな暮らしを守るという自衛隊に対して託された思いにこたえることを宣誓するものです。

出典：防衛省提出資料より小西洋之事務所作成  
平成29年12月7日 参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

参議院議員小西洋之君提出自衛隊員の服務の宣誓における国民の負託に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第五十二条の規定に基づき、自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号)第三十九条に規定する一般の服務の宣誓における「国民の負託」については、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務を自衛隊が国民から負託されていることを示すものと認識している。

二及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般の服務の宣誓は、自衛隊法に規定されている我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという自衛隊の任務の性格から、自衛隊員一人一人に要求される重い責任を自覚させるとともに、自衛隊員となったことによつて生じた責務を国民に対して宣誓するという趣旨のものである。

なお、平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十六号)による改正後の自衛隊法第三条第一項は

そのことを当然考えなければならぬと  
思っています。

そして、三要件の中にあるように、国の存立が脅かされるわけです。そして、国民の権利が根底から覆されるということになって、ほつておかれることについて覚悟しなければいけないということになるかもしれませんよ。そうではなくて、それは未然に防がなければいけないということになるわけでありませぬ。

つまり、今回は、もうこれは私たちが、やらない、例えば武力行使を目的としたイラク戦争とかあるいは湾岸戦争、ああした戦闘には参加をしないということ、当然、もう既に申し上げておられるわけでありませぬ。しかし、それでもなおかつ、まるで我々はそれに参加するかのどくの議論がなされては、大変残念なことでありませぬ。さらに、例えば、安倍政権は徴兵制を行うということ、真顔で多くの方々が議論されていて、その上で、反対、こういうことを言っている人たちが随分、これは随分いるわけでありませぬ。

今、徴兵という言葉が出て、その中において、国民みんなが、もしかしたら私の子供もという気持ちになるかもしれないが、徴兵制については、これは憲法違反であるというところは、既に私はこの委員会において明確に述べてきていており、私でございませぬ。徴兵ということは、全くこれは考えられないわけでありませぬ。

ですから、そうした全く根拠のない批判ではなくて、私たちが何をやるかということについてのしつかりとした議論を深めていくべきであらう。その上においても、我々はこれから個別法を出していくわけでありませぬので、その個別法に即して具体的な議論が深まっていくことを期待したいと思っております。

○村上(史)委員 全く私が聞いていないことをおっしゃりになつても、充実した審議にはならないと思ふんです。

私が特に申し上げているのは、集団的自衛権の行使によって、今まで専守防衛の中で日本を守る

ために頑張ってきた自衛隊員の方が、その行使をすることによって海外に行く、そして、集団的自衛権の行使ですから、既に戦闘状態にあるところに行くわけでありませぬ。そういうところに自衛隊員を送り出していく、その危険性というものは、今までいわれる専守防衛で活動されている自衛隊員の方々の危険性よりも高くなるのではないかと、それは当然のことではないかと。それに対する御認識はいかがですか。

○小野寺国務大臣 まず、先ほど来の議論の中で、前提は、我が国の国民が、これはその生命財産が脅かされるということが前提であります。そのために、自衛隊員は常に訓練をしております。そして、私どももそうですが、宣誓書を常に持つており、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえること」を誓う、これを言っております。

これだけ士気高く訓練している自衛隊員でありませぬが、私は自衛隊員の指揮をとる立場の一人でもあります。そのことでは、自衛隊員の任務遂行というものは、これは当該任務に従事する自衛隊員の安全を考慮することも当然であります。ですから、日ごろの訓練、さまざまな装備、そして実際、各幕僚の軍事的、専門的見地、こういうことをしつかりと私ども踏まえた上で、今後、新しい任務を踏まれば、そのことが完遂できるように努力をしてまいりたいと思ふんです。

○村上(史)委員 我が国の論議が紛争地域でそのままではまるというところではないと思ふんです。相手国から見れば、日本が支援に行く、協力に行く、その行為そのものが戦闘行為だとみなされても仕方がないのが現状ではないでしょうか。相手国から見れば一体であるはずで、当然、攻撃対象になるはずで、そのことを、その危険性のリスクを問うているわけでありませぬ。事実をおっしゃってください。

○小野寺国務大臣 基本的に、我が国にこのまま

放置すれば大変重大な危機が来るということが明白になって、その中で、現在しつかり対応することがむしろ我が国の防衛に役立つということ、むしろその方がより安全保障面でプラスになるといふこと、これを明確にするということ、そして何より、今回このように形でしつかりとした体制ができること、これによって抑止力につながる、そういう意味で大切なことだと思っております。

防衛大臣の役割は、もとより国民の生命財産を守ることでありますが、問題を起ささない、紛争を起ささない、そのための抑止力をしつかり整備する、これも大切な仕事だと思っております。

○村上(史)委員 そういう解説は何度もお聞きしています。今申し上げたのは、こちらの意図にかかわらず巻き込まれる、そして自衛隊員が犠牲になる危険性はないのですかということをお聞きしています。それで、万が一そのときに、不幸にも犠牲が出たときに、一体誰が責任をとるんですか、持つんですか。現場の指揮官ですか、防衛大臣ですか、それとも総理大臣ですか。その点について伺います。

○安倍内閣総理大臣 もちろん、自衛隊の最高指揮官である私が自衛隊員の安全について最終的な責任を負っているのは、言うまでもないところでありませぬ。自衛隊員の諸君は、先ほど防衛大臣からお話をさせていただいたように、宣誓をするわけでありませぬ。事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて任務を完遂するように努め、もつて国民の負託にこたえていくという、この宣誓は、大変重い宣誓であるわけでありませぬ。この宣誓は、大変重い宣誓を私も受けています。これは個別的自衛権においてもそうです。個別的自衛権においても、自衛隊の諸君は、国民の命、そして国土、領海を守るために命をかけるわけで、危険に身をさらすわけでありませぬ。

そこで、今回の三要件についてももう一度申し上げ

げますが、我が国に対する武力攻撃が発生したと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険の中において、そこで初めて自衛隊は武力を行使するわけでありませぬ。そのことをしつかりと御認識いただきたい。そして、もちろん、そうならないよう外部的な手段を尽くしていくことは言うまでもないことであらう、このように思うわけでありませぬ。

これは自衛隊が創設された昭和二十九年、六十年前でありませぬが、あのときも、そんなものをつくれれば自衛隊の命は危険にさらされる、日本の若い人たちは危険にさらされる、こう批判をされたわけでありませぬが、まさにあの創設によって日本の国民の命は守られ、領土、領海、私たちの権利が守られてきたという、その認識を持つべきではないかと、このように思うところでありませぬ。

○村上(史)委員 その三要件ですら、きょうの午前中からの質疑でもあるように、明確な基準がないので、そのときそのときに判断をするという答弁ではなかつたんですか。だからこそ、国民も不安を覚えるし、リスクもあるのではないかと、そういう気持ちになるのは当然だと思ふんです。それでは、時間も参りましたので、最後に質問させていただきますか。

総理は、戦後レジームからの脱却ということを常々おっしゃっています。日本の戦後体制を大きく変えていこうという思いがあることは承知をいたしております。

今回の集団的自衛権の行使容認については、戦後の安全保障政策の大転換であります。国防政策の大転換であります。当然、国民にその信を問うべき内容ではないかなと私は思ふんですが、総理は、この集団的自衛権行使の是非について、国民に信を問うおつもりはありますか。

■98-衆-予算委員会第一分科会-1号 昭和58年03月04日

○竹本分科員

憲法第六十六条によれば、・・・その文民以外の人種というかカテゴリーは何であると解釈されておるか、それを伺いたい。

○佐々政府委員

この点につきましては、四十八年十二月七日、衆議院予算委員会理事会に法制局作成で配付をいたしました資料の中に明記されておりますが、「旧陸海軍の職業軍人の経歴を有する者であって、軍国主義的思想に深く染まっていると考えられるもの」、もう一つ、「自衛官の職に在る者」、この二つがいわゆる文民に対置する概念としての武人である。国の武力組織に職業上の地位を有しない者、こういうことで区別をされておると理解しております。

■186-衆-外務委員会-2号 平成26年02月21日

○横畠政府参考人

・・・御指摘の「憲法の解釈・運用の変更」に当たり得るものを挙げれば、憲法第六十六条第二項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。すなわち、同項は、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」と定めているが、ここにいう「文民」については、その言葉の意味からすれば「武人」に対する語であって、「国の武力組織に職業上の地位を有しない者」を指すものと解されるところ、自衛隊が警察予備隊の後身である保安隊を改めて設けられたものであり、それまで、警察予備隊及び保安隊は警察機能を担う組織であって国の武力組織には当たらず、その隊員は文民に当たると解してきていたこと、現行憲法の下において認められる自衛隊は旧陸海軍の組織とは性格を異にすることなどから、当初は、自衛官は文民に当たると解していた。その後、自衛隊制度がある程度定着した状況の下で、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織である以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるというのは、国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐという憲法の精神からみて、好ましくないのではないかとの考え方に立って、昭和四十年に、自衛官は文民に当たらないという見解を示したものである。

以上であります。

このような見解を示したのは昭和四十年五月三十一日の衆議院予算委員会においてであり、・・・

■自衛隊法

(服務の本旨)

第五十二条 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもって専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

(サービスの宣誓)

第五十三条 隊員は、防衛省令で定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

#### ■自衛隊法施行規則

(一般のサービスの宣誓)

第三十九条 隊員(中略)となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印してサービスの宣誓を行わなければならない。(以下、略)

#### 宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

#### ■日本国憲法

第六十六条

2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。

#### ■防衛省設置法

(任務)

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(中略)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。(以下、略)

(所掌事務)

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備に関すること。
- 二 自衛隊(中略)の行動に関すること。(以下、略)

#### ■外務省設置法

(任務)

第三条 外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。  
(以下、略)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
- イ 日本国の安全保障
- ロ 対外経済関係(以下、略)

## ■国家公務員法

(サービスの宣誓)

第九十七条 職員は、政令の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない

## ■職員のサービスの宣誓に関する政令

(サービスの宣誓)

第一条 新たに職員(中略)となつた者は、任命権者又はその指定する職員の面前において別記様式による宣誓書に署名して、任命権者に提出しなければならない。(以下、略)

### 宣 誓 書

私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

## ■警察職員のサービスの宣誓に関する規則

新たに警察職員(中略)及び臨時的職員を除く。)となつた者は、次の宣誓書に署名して任免権者に提出しなければならない。

### 宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

## ■地方公務員法

(サービスの宣誓)

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

## ■職員のサービスの宣誓に関する条例(案)

(職員のサービスの宣誓)

第二条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

一般職員： 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

地方警察職員-都道府県： 私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令及び条例を遵守し、地方自治の本旨を体し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公正中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

消防職員-市町村： 私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実且つ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。